

## 運営指導に係る主な指摘事項（介護保険施設版）

### 1. 対象サービス

#### 介護保険施設

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）

②介護老人保健施設

③介護療養型医療施設

④介護医療院

（介護保険施設に併設する（介護予防）短期入所生活介護及び（介護予防）短期入所療養介護（以下「短期入所」という。）を含む）

### 2. 各種研修の実施回数、委員会、指針の作成及び担当者の設置について

運営指導においては各種研修の実施回数等が適正に行えているかを確認致します。別紙「研修回数等基準一覧」を参考にセルフチェックを実施するなどして施設運営にご活用ください。

### 3. 主な指摘事項

事項	指摘事項	解説
職員の配置基準	<b>【全サービス共通】</b> ○人員配置基準の計算を適切に行うこと。	・配置状況計算書（運営指導の事前提出書類）及び実績勤務表と出退勤を表す書類（タイムカード等）に齟齬があるなど正確な職員配置数（常勤換算数）が把握できない場合があります。 ・配置状況計算書や実績勤務表を作成する際は、必

		ずタイムカード等の書類を基礎として正確に作成するように努めてください。
	<p><b>【ユニット型 共通】</b></p> <p>○昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>○ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>○夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p>	<p>・基準が満たせない場合、以下のような取扱いとなりますので十分にご注意ください。</p> <p>○昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>○ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><b>【基準が満たせない場合】</b> <b>ユニットケア減算</b>になります。</p> <p>○夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p><b>【基準が満たせない場合】</b> <b>夜勤減算</b>や夜勤職員配置加算等の<b>加算の報酬返還対象</b>となります。</p>
	<p><b>【ユニット型 共通】</b></p> <p>○ユニットケアリーダー研修を受講した従業者を2名以上配置すること。</p>	<p>・ユニットリーダーについては当面は、研修を受講した従業者を<b>各施設2名以上配置</b>する（2ユニット以下の施設の場合は1名でよい。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）従業者を決めることで足りる</p>

		<p>ものとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質を高めることが求められます。</li><li>・また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えありません。</li><li>・ユニット型指定介護老人福祉施設とユニット型短期入所生活介護事業所が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型施設を一体のものとみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととされています。</li></ul> <p>(ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が2ユニット以下の場合には1名の配置でよい。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・また、(厚生労働省より)今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの従</li></ul>
--	--	---

		<p>業者について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたいと示されておりますので研修受講のため勤務調整等のご配慮をよろしくお願い致します。</p>
重要事項説明書	<p><b>【介護老人保健施設以外が対象】</b> ○重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況を記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書にはサービスの第三者評価の実施状況を記載して頂く必要があります。</li> <li>・なお第三者評価を受けていない場合であっても、実施の有無は記載して頂く必要がありますので注意が必要です。（第三者評価を受けることが義務ではありません。）</li> </ul> <p><b>【必要な記載事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①実施の有無 （以下実施有の場合）</li> <li>②実施した直近の年月日</li> <li>③実施した評価機関の名称</li> <li>④評価結果の開示状況</li> </ul>
運営規程 重要事項説明書	<p><b>【短期入所のみ対象】</b> ○通常の送迎の実施地域を記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所の運営規程及び重要事項説明書には通常の送迎の実施地域を記載して頂く必要があります。</li> <li>・運営指導においては上記の記載がないケースや、記載はあるものの運営規程と重要事項説明書とで記載されている送迎の地域に齟齬があるケースが見受けられます。</li> <li>・通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定される必要があります。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではありません。</li> </ul>
非常災害対策	<p><b>【全サービス対象】</b> ○入所者及び職員の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市の条例で規定しております。</li> <li>・改めて必要数の備蓄があるかをご確認ください。</li> <li>・非常用の食料はどの職員もわかるように保管して、払い出し順を明確にし、保管場所に献立表を掲示するようにしてください。</li> </ul> <p><b>【必要量】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料及び飲料とも、1日3食・3日分を準備。<b>(職員分も同様)</b></li> </ul> <p>※備蓄水(飲料を含む)…1L/食、3L/日を準備。</p>
非常災害対策	<p><b>【全サービス対象】</b> ○日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりに努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度制度改正により新たに加わった基準です。</li> <li>・避難訓練等の実施にあたって、できるだけ地域住民の参加が得られるように努めることとされたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。</li> <li>・訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるも</li> </ul>

		<p>のとすることが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍ではありますが取組の推進をよろしくお願ひします。</li> </ul>
<p>事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p><b>【全サービス対象】</b> ○事故発生の防止の観点から、ヒヤリハット事例の報告を増やすこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1件の介護事故発生の背景には、数多くのヒヤリハット事例があり、そういったヒヤリハット事例を把握分析し、分析結果を施設内で情報共有して介護事故を未然に防止していくことが重要です。(ハイリッヒの法則参照)</li> <li>・運営指導においては介護事故の件数よりヒヤリハット報告の件数の方が少ないといった事例が見受けられます。</li> </ul> <p><b>【ヒヤリハット事例を増やしていくための取組み例】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ヒヤリハット様式の簡素化</li> <li>②記載例の作成</li> <li>③研修等を通じた趣旨説明</li> </ol> <p>(ヒヤリハット事例を施設全体で情報共有し、今後の再発防止をつなげていくこと。決して、従業員の懲罰目的ではないことの説明。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生防止委員会等で検討されたヒヤリハット事例の結果を介護職員等に対して適切にフィードバックすること。</li> </ul> <p>(介護職員等が記載したヒヤリハット報告書が、施</p>

		設内で適切に活用されていないと、介護職員等がヒヤリハット報告書を記載する意欲が削がれ結果的に報告件数が少なくなるということが想定されます。)
研修	<p><b>【全サービス共通】</b>          身体拘束廃止のための研修、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、事故発生防止のための研修及び虐待防止のための研修について新規採用時には研修を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営指導において特に年度途中に採用した職員（<b>中途採用者</b>）に関して<u>新規採用時の研修が実施できていない事例</u>が見受けられます。</li> <li>※別紙「研修回数等基準一覧」を参照ください。</li> <li>・施設で働くうえで必須の知識となりますので、中途採用者に関しても新規採用時の研修を実施できるよう必要な体制の構築をお願い致します。</li> </ul>

#### 4. 経過措置期間中の基準

まだ実施されていない施設は、早期の実施に向けての取組みをお願い致します。（進捗状況は運営指導でも確認させていただきます。）

期間	項目
令和6年3月31日まで努力義務 (令和6年4月1日より義務化)	<p>○<b>運営規程及び重要事項説明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>虐待の防止のための措置に関する事項</b>」を記載</li> <li>・虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を記載してください。</li> </ul>
	<p>○<b>虐待の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会を定期的に開催</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の作成</li> <li>・研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を年2回以上実施・新規採用者には必ず実施</li> </ul> </li> <li>・担当者の設置</li> </ul>
	<p>○業務継続計画の策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画の作成（定期的に見直し・必要に応じて計画を変更）</li> <li>・研修・訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を年2回以上実施・新規採用者には必ず実施</li> <li>・訓練を年2回以上実施</li> </ul> </li> </ul>
	<p>○認知症に係る基礎的な研修の実施</p>
	<p>○感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練を年2回以上実施</li> </ul>
	<p>○栄養管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養ケアマネジメントの実施</li> </ul>
	<p>○口腔衛生の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。</li> <li>・上記の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。</li> </ul>